

## 藤江遺跡埋蔵文化財発掘調査特記仕様書

### 第1条 総則

本仕様書は、藤江遺跡埋蔵文化財発掘調査に関する特記仕様書である。

### 第2条 期間

- 1 本調査の期間は、契約締結日の翌日から2023年9月30日までとする。
- 2 発掘調査作業の開始日は、契約締結後5日以内とする。ここで言う開始日とは、請負者が現地において準備作業を開始する日を言うものとする。

### 第3条 調査工程

本調査の作業内容については、別紙仕様書によるものとする。

### 第4条 調査体制

- 1 発掘調査体制は、原則として、調査員1名（明石市の文化財担当職員）、発掘作業員若干名及び調査補助員5名とする。ただし、やむを得ず体制に変更が出る場合は、明石市と協議を行うものとする。
- 2 発掘作業員は、年間最低60日以上発掘調査に従事した者又はそれと同等以上の埋蔵文化財に対する知識を有する者とする。
- 3 調査補助員は、年間最低60日以上発掘調査に従事した者、考古学を専攻する大学3・4回生以上の者又はそれらと同等以上の知識を有する者とする。
- 4 発掘作業に当たっては、調査員の指示に従って行うものとする。

### 第5条 特記事項

#### 1 埋め戻し

埋め戻し箇所は、埋め戻し作業開始前に清掃し、各層ごとに十分に締め固めるものとする。

#### 2 環境対策

イ) 作業主任者は、当該埋蔵文化財発掘作業にあたり、作業時における騒音、振動、その他の公害を未然に防止するよう努めるものとする。

なお、付近住民に迷惑をかけ、苦情等が発生した場合には、直ちに責任をもつて解決することとする。

ロ) 場内排水については、既設側溝を利用して排水するものとする。

### 第6条 作業報告

作業内容の報告のため、作業開始から終了に至る経過を日報・写真により記録し、明石市に提出するものとする。